

秋田県能代地区 土地改良区

令和2年8月3日発行
秋田県能代地区土地改良区
秋田県能代市落合字中大野台100番地23
☎代表 (0185)54-3024

東雲原地区 ほ場整備事業の面工事了



東雲原地区ほ場整備事業の面工事が昨年度で完了いたしました。

平成29年度は47.7ha、平成30年度は36.4ha、令和元年度は51.9haの面工事を実施し、約1haの大区画ほ場となりました。今後は水源施設、暗渠排水等の工事を進めていきます。引き続き地元関係者のみなさまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

目次

- 理事長あいさつ 1
- 総代会について 2
- 令和2年度収支予算 4
- 平成30年度収支決算 5
- 平成30年度財産目録 6
- 県営事業等について 7
- お知らせ 8
- 事務局について 9
- 令和2年度賦課金について 10

土地改良区の概況

令和2年4月1日現在

地区面積		組合員数	職員数(臨時職員等含む)	
3,807ha		2,433名	14名	
役員数	理事	監事	総代数	
定数	22名	4名	定数	91名
現員数	22名	4名	現員数	89名



理事長あいさつ

理事長 今野 清孝

新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会や経済への打撃がここまで大きくなるとは想像もつきませんでした。緊急事態宣言が全面解除されたとはいえ、このコロナウイルスは終息に向かっているのでしょうか。それとも、まだ始まったばかりなののでしょうか。感染予防、健康管理の強化に向けて、私たち一人一人も「三つの密」を避ける行動の徹底を図る必要があります。「健康な心と身体」があつての農業です。

主な業務についてご報告いたします。

令和2年度賦課金について

令和2年3月開催の総代会において、経常賦課金は全ての地区で前年度同額といたしました。特別賦課金は事業費償還額に合わせて、金岡地区が1,500円引き下げとなり、東雲原地区で新たに賦課徴収がはじまります。

松長布地区の地区編入について

平成30年9月より代表者による協議を重ねて参りました能代市松長布土地改良共同施行の地区編入につきましては、維持管理計画書変更などの手続きが完了し、令和2年4月1日より地区編入することとなりました。

役員総代の選挙について

現任の役員は令和2年11月7日、総代は令和2年10月21日をもって任期満了となります。そのため、今年度は任期満了による総選挙が行われます。

東雲原地区（第8選挙区）の理事定数につきましては、平成28年度合併協議の特例で1名増員しておりましたが、今年度の総選挙から1名減の1名となります。

地区編入した松長布地区につきましては、新たな選挙区は設けず、隣接する第9選挙区（榊地区）の区域に編入し、役員総代は増員しないことといたしました。

地域整備方向検討調査について

西奥羽土地改良調査管理事務所で行っている、国営二期事業に向けた地域整備方向検討調査につきましては、当初令和2年度までの3か年での実施を予定しておりましたが、事業採択要件である受益面積3,000haをクリアする一定地域の設定作業に時間を要しており、国側から令和3年度まで1年間延長したいとの申し出がありました。今年度は引き続き受益面積の調査等を進めるほか、前歴事業の未造成地での事業実施の可能性を探るアンケート調査を実施し、水需要がある地域の精査を行うこととしています。国営二期事業の早期実現に向けて、関係機関との連絡、連携をより密にして参ります。

施設の長寿命化対策について

今年度の施設整備としては、基幹水利施設ストックマネジメント事業により大台野揚水機の整備を実施する予定です。また、土地改良施設維持管理適正化事業を活用し、金岡幹線用水路の超音波流量計の更新、北能代工区末端排水路の整備を予定しております。今後も施設の劣化状況に応じた補修、更新等を計画的に実施いたします。

ほ場整備事業について

東雲原地区ほ場整備は、平成29年度から3か年にわたり実施してきた面工事が終了いたしました。今年度以降は揚水機の更新がメインとなるほか、暗渠排水工事等を実施いたします。

榊地区のほ場整備については、昨年11月、事業実施に向けた調査計画事業が採択となり、令和5年度には実施設計、令和6年度から面工事着手というスケジュールが県から示されております。

今後も、組合員のみなさまが農地を有効に活用し、意欲的に農業に取り組めるよう、役職員一丸となり鋭意努力する所存であります。

令和元年度 通常総代会 主な決議事項は次のとおりです

令和元年度 第1回通常総代会（令和元年8月4日開催）

- ・平成30年度決算関係書類の承認について
- ・中長期事業計画の変更について
- ・令和元年度一般会計・各特別会計収支補正予算の承認について



令和元年度 第2回通常総代会（令和2年3月6日開催）

- ・令和元年度一般会計・各特別会計収支補正予算の承認について
- ・平成31年度借入金の借入れ並びにそれらの方法、利率及び償還の方法の一部変更について
- ・定款、規約及び規程の一部変更について
- ・総代選挙規程の制定について
- ・利水調整規程の制定について
- ・土地改良事業計画(維持管理計画書)の一部変更について
- ・土地改良施設維持管理適正化事業について
- ・令和2年度事業計画について
- ・欠損処分について
- ・令和2年度一時借入金最高限度額決定について
- ・令和2年度借入金の借入れ並びにそれらの方法、利率及び償還の方法について
- ・令和2年度賦課金の賦課徴収の時期及び方法、並びに賦課基準決定について
- ・地区編入に係る土地の加入金について
- ・令和2年度予算をもって定めるものを除くほか、土地改良区の負担となるべき契約について
- ・令和2年度一般会計・各特別会計収支予算について
- ・秋田県能代地区土地改良区役員総代の定数削減について



功 労 者 表 彰

令和元年度第2回通常総代会において、本土地改良区表彰規程に基づき、役員・総代として15年以上務められた14名の方を表彰いたしました。永きにわたり本土地改良区の発展にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。受賞者は下記のとおりです。

★受賞役員

選挙区	氏名
第2選挙区	工藤 巖様
第2選挙区	幸坂 一士様
第3選挙区	清水 肇様
第4選挙区	大谷 潤美様
第5選挙区	大山 悦雄様
第5選挙区	今野 清孝様



★受賞総代

選挙区	氏名
第1選挙区	後藤 祐誠様
第2選挙区	齊藤 正幸様
第3選挙区	清水 齊様
第5選挙区	原田 広之様
第6選挙区	志戸田 武夫様
第6選挙区	山田 金一様
第6選挙区	石井 克己様
第6選挙区	袴田 勝実様



地 区 編 入 に つ い て

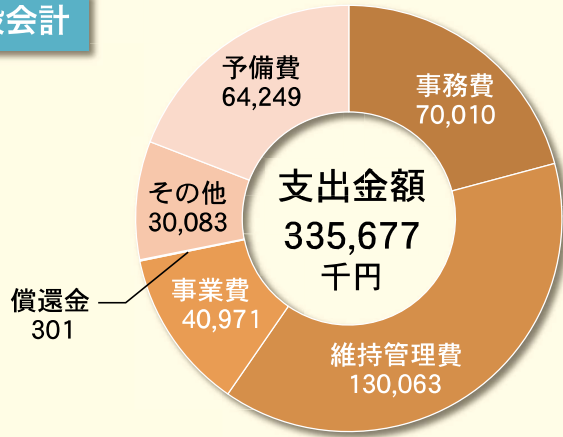
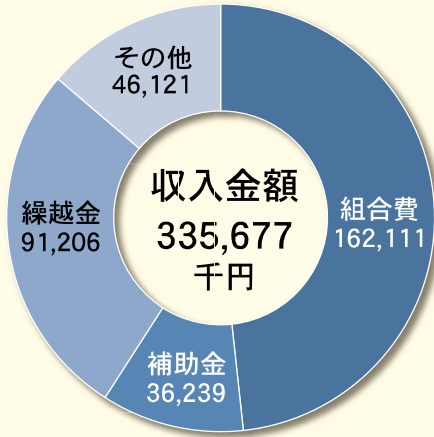
令和2年3月18日付けで県知事より維持管理計画書の変更の認可があり、4月1日より能代市松長布土地改良共同施行を地区編入することといたしました。

- ① 地区編入の方法
能代市松長布土地改良共同施行に係るすべての土地(A=22.71ha)を地区編入する。
- ② 地区編入の時期
令和2年4月1日とする。
- ③ 事業、財産の承継
能代市松長布土地改良共同施行の事業、財産、その他一切の権利義務を承継する。
ただし、地区編入前の従前の財産は、従前の地区のために活用することを基本とする。
- ④ 役員、総代の定数
理事、監事、総代の定数は増員しない。
- ⑤ 選挙区
第9選挙区(榊地区)に松長布地区を追加する。
- ⑥ 維持管理
松長布地区運営委員会を新設する。(定員4名以内)維持管理費は会計科目を区分して経理する。
- ⑦ 経費の賦課
経常賦課金として年6,000円/10a(地区編入前と同額)を賦課する。

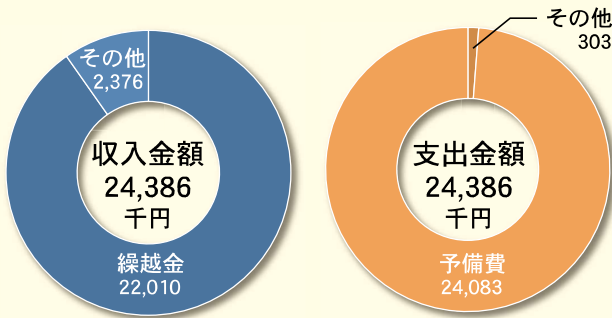
令和2年度収支予算

(単位：千円)

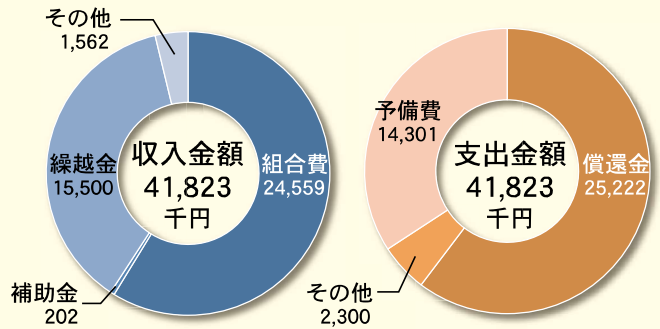
一般会計



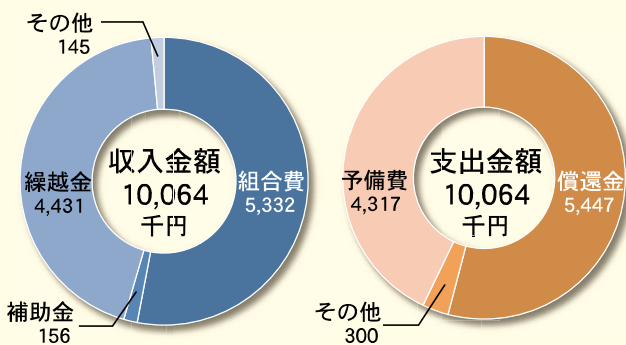
能代地区国営事業特別会計



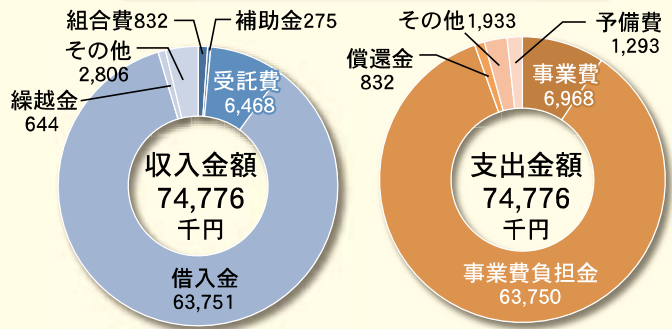
金岡地区事業特別会計



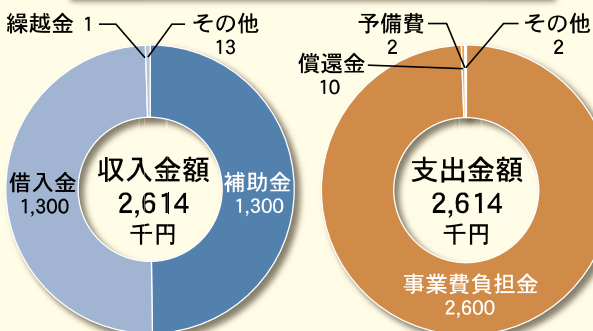
大台野地区事業特別会計



東雲原地区事業特別会計



榊地区県営事業特別会計



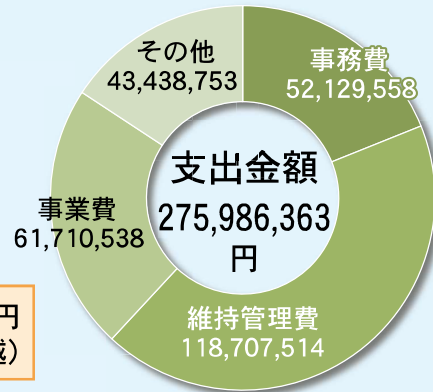
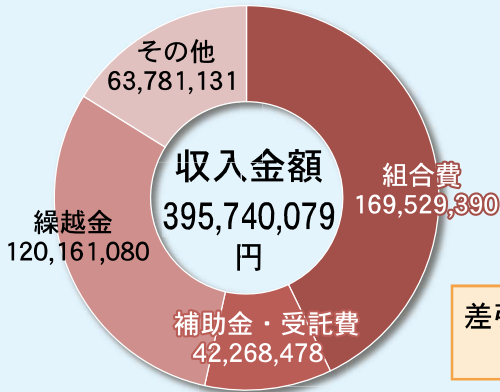
積立金特別会計

財政調整基金積立金	109,664 千円
中長期事業準備積立金	89,753 千円
決済金積立金	41,862 千円
一括繰上償還金積立金	26,893 千円
職員退職給与積立金	24,582 千円

平成30年度収支決算

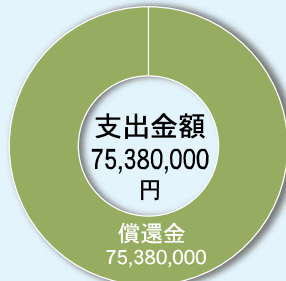
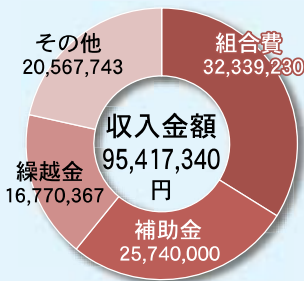
(単位：円)

一般会計



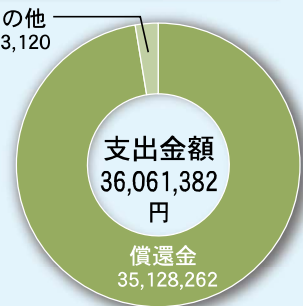
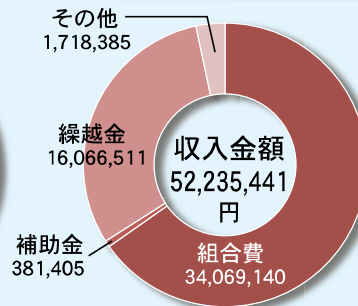
差引金額 119,753,716円
(翌年度へ繰越)

能代地区国営事業特別会計



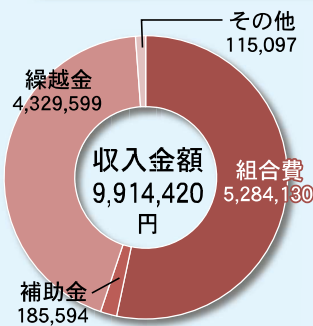
差引金額 20,037,340円 (翌年度へ繰越)

金岡地区事業特別会計



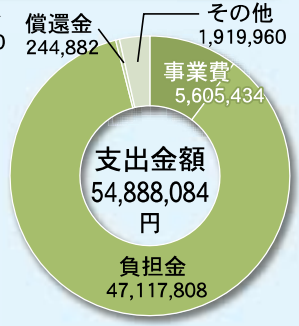
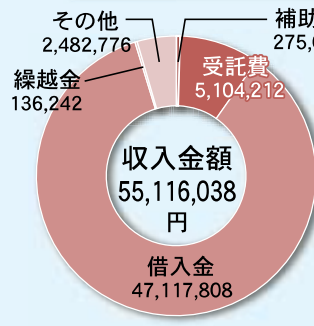
差引金額 16,174,059円 (翌年度へ繰越)

大台野地区事業特別会計



差引金額 4,437,826円 (翌年度へ繰越)

東雲原地区事業特別会計



差引金額 227,954円 (翌年度へ繰越)

積立金特別会計

財政調整基金	142,575,770円
中長期事業準備積立金	112,903,921円
決裁金積立金	65,473,306円
一括繰上償還金積立金	28,820,693円
職員退職給与積立金	43,462,944円

翌年度へ繰越

平成30年度 財産目録

平成31年3月31日調製
(単位：円)

摘 要	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産 現金及び預金			
(1)一般会計			
現金	29,014		
普通預金 あきた白神農協 のしろ北支店	33,654,631		
普通預金 あきた白神農協 本店	4,813,409		
普通預金 あきた白神農協 のしろ東支店	928,573		
普通預金 秋田やまもと農協 八峰支店	423,653		
普通預金 秋田やまもと農協 山本支店	15,967,610		
普通預金 秋田銀行 能代支店	58,968,189		
(2)能代地区国営土地改良事業特別会計			
普通預金 あきた白神農協 のしろ北支店	20,037,340		
(3)金岡地区担い手育成基盤整備事業特別会計			
普通預金 あきた白神農協 のしろ北支店	16,174,059		
(4)大台野地区担い手育成基盤整備事業特別会計			
普通預金 あきた白神農協 のしろ北支店	4,437,826		
(5)東雲原地区農地集積加速化基盤整備事業特別会計			
普通預金 あきた白神農協 のしろ北支店	1,487,954		
(6)財政調整基金特別会計			
普通預金 あきた白神農協 のしろ北支店	△ 1,526,581		
(7)職員退職給与積立金特別会計			
普通預金 あきた白神農協 のしろ北支店	22,378,200		
現金及び預金合計	177,773,877		
未収賦課金等	6,611,400		
短期未収金	17,425,417		
流動資産合計		201,810,694	
2 固定資産			
(1)有形固定資産			
建物及び付属施設	10,866,828		
車両運搬具	22,088		
工具器具等	3,206,527		
資材	17,084,524		
有形固定資産合計	31,179,967		
(2)その他固定資産			
基本財産			
山林、宅地及びその従物	24,972,416		
基本財産合計	24,972,416		
特定資産			
財政調整積立金	103,973,039		
中長期事業準備積立金	91,487,421		
転用決済金積立金	53,325,306		
一括繰上償還金積立金	27,595,543		
職員退職給与積立金	21,011,038		
出資金	2,905,055		
特定資産合計	300,297,402		
その他資産			
長期未納賦課金等	44,525,968		
その他資産合計	44,525,968		
その他固定資産合計	369,795,786		
固定資産合計		400,975,753	
資 産 合 計			602,786,447
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	34,568,399		
流動負債合計		34,568,399	
2 固定負債			
公庫資金等長期借入金	320,212,788		
転用決済金引当金	53,325,306		
一括繰上償還金積立金引当金	27,595,543		
職員退職給与引当金	21,011,038		
固定負債合計		422,144,675	
負 債 合 計			456,713,074
III 正味財産の部			146,073,373

※固定資産の減価償却について：減価償却の方法は、定額法を採用している。

令和元(平成31)年度 県営事業等について

県営農地集積加速化基盤整備事業(東雲原地区)

面工事は令和元年度をもって終了いたしました。今後は水源施設の製作等がメインとなるほか、暗渠排水等の工事を進め、高収益作物導入可能な汎用ほ場となります。



面工事完了状況



区画整理後の作付け状況

R2事業費	7億8,700万円(負担割合 国:55.0% 県:27.5% 市:10.0% 地元:7.5%)
内 訳	・水源施設 N=1式 ・補助暗渠工 36.4ha(平成30年度 面工事区域) ・暗渠排水工 51.9ha(令和元年度 面工事区域)

基幹水利施設ストックマネジメント事業(能代地区維持管理工区)

施設の老朽化が進む中、国営二期事業による更新を待てない基幹的水利施設については、致命的な損傷を受ける前に本事業による対策を実施し、長寿命化を図っています。令和元年度は2地区において整備補修を行いました。

能代1期地区



松山川水管橋



小友調圧水槽

R1事業費	5,672万円(負担割合 国:50% 県:25% 市町:10% 土地改良区:15%)
内 訳	・松山川水管橋及び第2号導水路露出管 塗装工一式 ・小友調圧水槽 螺旋階段更新一式

大台野地区



大台野揚水機 電気設備



大台野地区 減圧弁

R1事業費	3,502万円(負担割合 国:55% 県:25% 市町:10% 土地改良区:10%)
内 訳	・大台野揚水機電気設備 更新一式 ・大台野地区減圧弁 分解整備一式

* お知らせ *

○かんがい用水利用期間について

●能代地区

- ・畑 4月10日～10月31日
- ・水田 4月27日～9月10日

●能代北部地区

5月1日～9月20日

●東雲原地区

5月1日～9月5日

●榊地区

5月1日～8月31日

●松長布地区

5月1日～9月10日

○給水栓の取扱の注意(能代地区)

完全に止水しない場合の対処法

1. ゆっくりと全開全閉操作を繰り返す事によりゴミが洗い流され、止水する場合があります。
2. 1の操作で止水しない場合は、小用水路管理人より用水路の水を止めてもらい、給水栓の掃除点検を行ってください。
3. 1及び2の作業を行っても止水しない場合は、給水栓の破損等が原因と考えられますので、土地改良区へご連絡いただければ部品(有料)交換等を行います。

○小用水路管理人について(能代地区)

小用水路については各地区に小用水路管理人を定めて水管理を行っておりますので、利水調整等の簡易なお問い合わせについては地域の管理人にお問い合わせください。

* お願い *

刈った草は排水路に落とさないようにしましょう

排水路は農業用水と地域の雨水処理施設として利用されています。

草雑木等で排水路が詰まってしまうと、施設の機能が十分発揮できず、排水で農地が冠水してしまう原因となりますので、刈った草は排水路に落とさないようご協力をお願いいたします。

そんな時には必ず土地改良区へ届出が必要です!

農業委員会・市町・法務局等の公共機関で手続きを行っても、土地改良区へ届出がなければ土地原簿及び組合費名簿は変更されず、従来のまま賦課されますので、ご注意願います。

組合員資格に異動があった場合

- 売買等で資格を喪失または取得した場合(売主、買主の届出)
 - 組合員が死亡した場合(新組合員の届出)
 - 組合員の住所が変わった場合(住所変更の届出)
 - 経営移譲による農業者年金を受給する場合(年金受給者と経営譲受者の届出)
 - 貸借契約の設定または解除をした場合(貸し手、借り手の届出)
- ※印鑑をご持参の上、**本土地改良区へ提出**をお願いいたします。

土地改良施設を使用したい場合(農道使用等)

- 他目的使用許可申請書の届出(土地改良区で審議の上、回答いたします。)
- ※審議の都合上、回答までに数日かかる場合がございます。

総代・役員の大選挙について

現任の大選挙は令和2年10月21日、役員は令和2年11月7日にそれぞれ任期満了となります。そのため、任期満了に伴う大選挙を今後予定しております。

また、今回の大選挙より第8選挙区(東雲原)の理事定数は、平成28年度合併協議で作成した統合整備計画に基づき、1名削減され1名となります。

選挙期日等の詳細につきましては、後日あらためてお知らせいたします。(ホームページにも掲載予定です。)

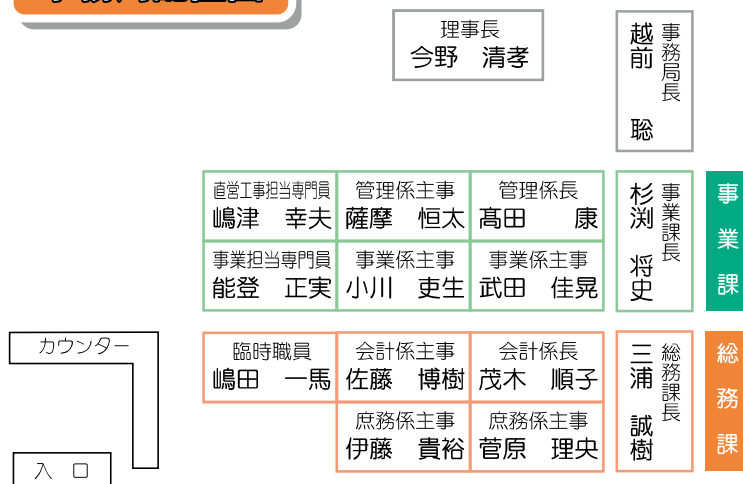
各選挙区において選挙すべき総代・役員の定数は下記のとおりです。※任期は4年間です。

選挙区	選挙区域	総代定数	理事定数	監事定数
第1選挙区	峰 浜	10人	2人	1人
第2選挙区	常 盤	11人	3人	
第3選挙区	朴 瀬	13人	3人	1人
第4選挙区	竹 生	10人	2人	
第5選挙区	浅 内	13人	3人	1人
第6選挙区	山 本	13人	3人	1人
第7選挙区	能代北部	9人	2人	-
第8選挙区	東雲原	4人	1人	
第9選挙区	榊	8人	2人	
計		91人	21人	4人



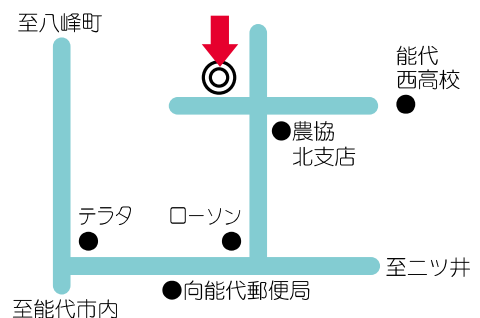
* 事務局について *

事務局配置図



事務所案内図

〒016-0014
 能代市落合字中大野台100番地23
 秋田県能代地区土地改良区



秋田県能代地区土地改良区の新しいホームページが出来ました!

- ・本土地改良区の最新情報をお知らせ
- ・各種様式のダウンロードも可能に!

HPアドレス：<https://n-tochikai.com>

是非活用してください♪



令和2年度 賦課基準

今年度から東雲原地区で特別賦課金の徴収が始まります。(600円/1,000㎡)

区 分	経常賦課金 1,000㎡当たり		特別賦課金 1,000㎡当たり (事業費負担金)	
	運営事務費	維持管理費		
能代地区国営土地改良事業				
造成地	田	2,600円	4,030円	—
	畑	—	990円	—
用水補給地	田	2,600円	4,030円	—
	畑	—	990円	—
金岡地区担い手育成 基盤整備事業	田	2,600円	4,030円	5,430円
	畑	—	990円	5,430円
大台野地区担い手育成 基盤整備事業	田	2,600円	4,030円	8,750円
	畑	—	990円	8,750円
能代北部地区				
造成地	田	2,600円	3,130円	—
かんばい地区	田	—	1,580円	—
小土地区	田	—	1,430円	—
東雲原地区	田	2,600円	4,450円	600円
	畑	—	3,980円	—
榊地区	田	2,600円	2,730円	—
松長布地区	田	2,600円	3,400円	—

※新たに個人でじゅんさい沼を造成した場合、その土地の経常賦課金は田の賦課基準となります。

すべての賦課金の納入期限日は

令和2年11月30日(月)です。

*****期限内の納入をお願いいたします!*****

賦課金についてのお知らせ

●賦課金の納入場所及び方法

- ①秋田県能代地区土地改良区事務所（能代山本管内にお住まいの方は、ご連絡いただければ集金に伺います。）
- ②金融機関（JAあきた白神、JA秋田やまもと、秋田銀行）
- ③口座振替

経常・特別それぞれ納入期限日に引落としとなり、一度申し込まれますと、その後毎年継続されます。ご希望の方は、預金通帳・通帳届出印をご持参の上、本土地改良区へ来所されるか、ご連絡いただければ用紙を郵送いたします。

※口座の名義や番号等を変更された場合、引落としができなくなりますので、必ず本土地改良区へご連絡ください。

※賦課金の取扱いが可能な金融機関名、その他、賦課金の納入方法等についての詳細は、同封の「令和2年度賦課金通知書の発行並びに納入依頼について」をご覧ください。事務局にお問い合わせください。
※分割での納入も可能ですので、お気軽にご相談ください。

●滞納賦課金は買受者の負担になります

新たに取得された土地に滞納賦課金がある場合、買受者に納入義務が生じます。土地の売買は滞納を整理された上で行ってください。買受される方は、事前に本土地改良区へお問い合わせください。